

第22期第6回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年2月16日(水) 14:00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 矢部川河口域における水産動物保護に係る委員会指示について(協議)
- (2) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について(報告)
- (3) 有明海における福岡・佐賀両県の漁業調整に関する協定書について(報告)
- (4) その他

資料1

(22期6回有明漁調委)

(令和年2月16日)

(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第105号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成31年2月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、福岡県漁業調整規則(昭和43年福岡県規則第64号)第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けたものが採捕する場合及びウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
テナガエビ 4月1日から9月30日まで
アユ 10月1日から12月31日まで
コイ 4月1日から7月31日まで
ウナギ 1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(現案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第110号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

令和4年 月 日(公報搭載日)

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第6.2号)第4条の規定に基づく、うなぎ稚魚漁業の許可を受けたものが採捕する場合並びにウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ	1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで
テナガエビ	4月1日から9月30日まで
アユ	10月1日から12月31日まで
コイ	4月1日から7月31日まで
ウナギ	1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和3年11月29日 内水面漁場管理委員会で更新が承認された委員会指示)

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則第47条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和 年 月 日 (公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

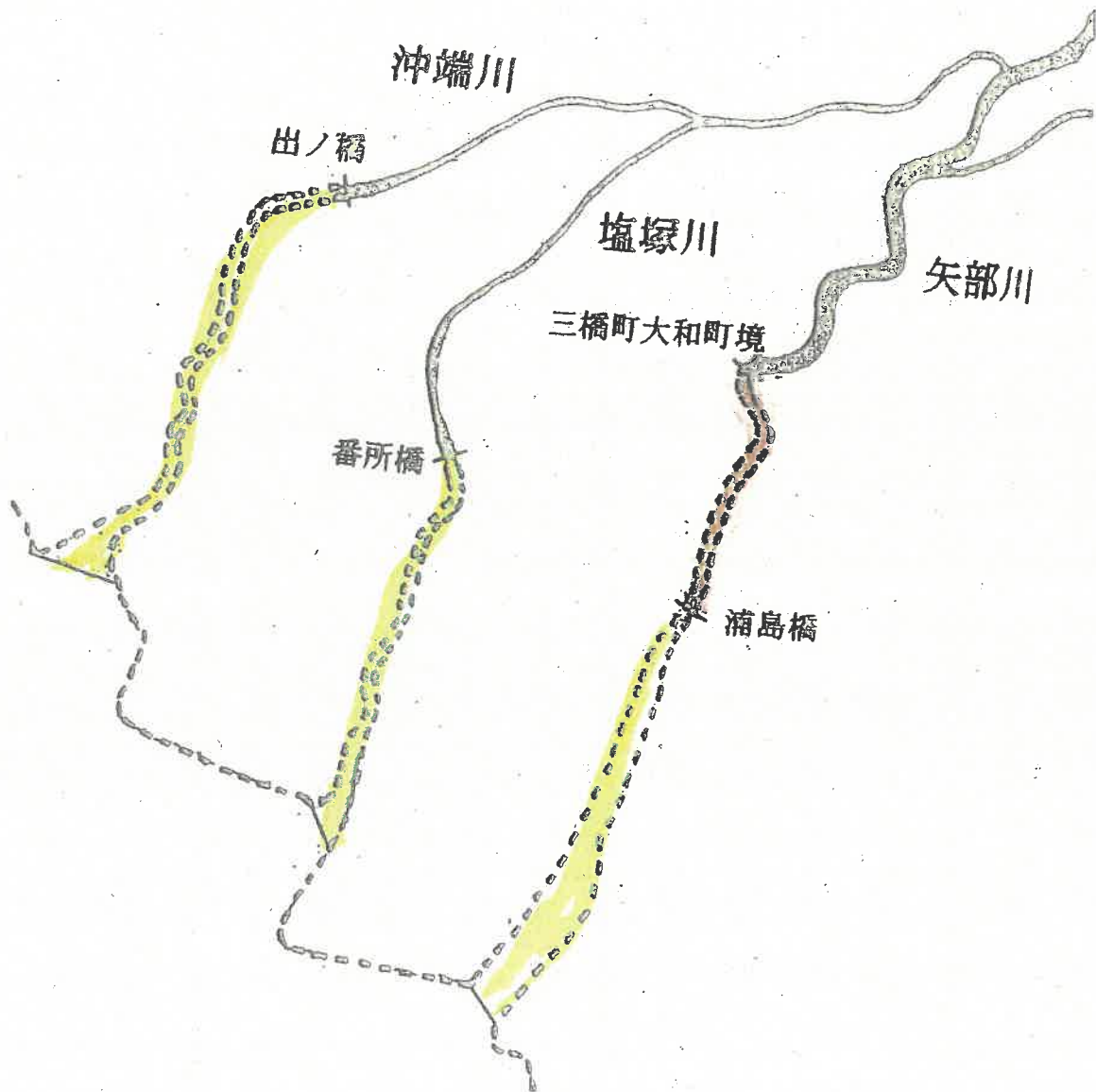
ア ヌ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで



有明海区漁業調整委員会指示

内水面漁場管理委員会指示



福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 半田 亮司 殿

令和3年9月28日

3矢漁第49号

八女市山内748番地

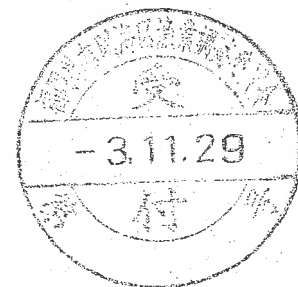
矢部川漁業協同組合

代表理事組合長 甲木 康裕

要 望 書

平成31年2月26日付け福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号、平成31年2月26日付け福岡県有明海区漁業調整委員会指示第105号により、矢部川、塩塚川及び沖端川におけるモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び採捕禁止期間を設定していただいておりますが、令和4年3月31日で両委員会指示の有効期間が終了します。

つきましては、これらの魚種の繁殖保護のため、両委員会指示の更新を要望いたします。





3内水管委第16号
令和3年11月29日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 半田亮司 殿

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園正彦



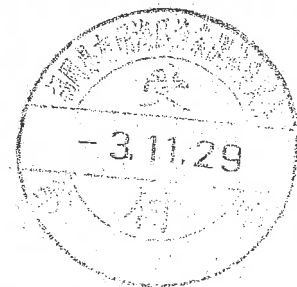
福岡県有明海区漁業調整委員会指示の更新について（依頼）

日頃より内水面の漁業及び水産資源保護について、ご理解、ご協力いただき心よりお礼申し上げます。

現在、有明海漁業者の皆様のご協力により、矢部川、塩塚川及び沖端川においてモクスガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び採捕禁止期間を設定していただいているところです。（「H31.2.26 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第105号」及び「H31.2.26 福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号」）

現在の委員会指示は、令和4年3月31日に有効期間が満了いたしますが、矢部川水系の水産資源維持のため、引き続き令和7年3月31日まで同内容にて更新をお願いいたします。

今後とも水産資源の保護について、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。





3漁調委第114号
令和3年12月8日

福岡有明海漁業協同組合連合会長 殿

福岡県有明海区漁業調整委員
会長 半田 亮



矢部川河口域における水産動物の保護について（協議）

このことについて現在、別添図の区域においてモクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの5魚種について福岡県有明海区漁業調整委員会指示第105号で採捕制限を行っているところですが、令和4年3月31日に満了日を迎えることから、福岡県内水面漁場管理委員会及び矢部川漁業協同組合より新たな委員会指示の発出依頼が提出されております。

この件について漁業権者である貴連合会の御意見を事前に伺いたいので協議いたします。

漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和4年2月16日
 漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について1年に1回以上県知事に報告しなければならない(漁業法第90条第1項、漁業法施行規則第28条第1項)。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して1年に1回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない(漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項)。

○報告をすべき事項(漁業法施行規則第28条第2項)

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあつては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○有明海区の漁業権免許状況(県知事免許分)

- ・第1種、第2種共同漁業権 2件
- ・第1種区画漁業権 48件
- ・第3種区画漁業権 4件

【参考】漁業権に係る漁業の区分(漁業法第60条)

共同漁業	第1種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アサリ、サルボウなど)
	第2種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、くもで網など)
区画漁業	第1種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (のり養殖、かき養殖など)
	第3種	地まき式の貝類養殖 (あさり養殖など)

(参考)

○漁業法

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

○漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業権の種類及び免許番号

二 報告の対象となる期間

三 資源管理に関する取組の実施状況

四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

令和 年度 共同漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: 福岡有明海漁業協同組合連合会

報告日: 令和 年 月 日
 報告の対象期間: 令和 年 月 日~令和 年 月 日
 所属及び担当者氏名:

1 資源管理の状況等				
・漁業権行使規則の取組実績		行使人数、操業期間、操業時間を規制している場合には、その遵守状況等		
・共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組		・〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇〇千尾(〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に10基設置)、干潟の整備(耕うんを毎月〇回実施)、休漁(〇〇漁業者協議会による合意事項、有害生物の駆除(〇月に〇〇を〇千個駆除)等		
・その他の取組		海上における密漁監視(〇回)、漁村文化の継承に関する体験学習会・出前授業(〇回延べ〇人)、新規就業者向けの研修会の開催(〇回)、漁業者協議会(〇回)等		
2 漁場の活用の状況				
漁業権番号	有共第1号、農共第1号	漁業権者	福岡有明海漁業協同組合連合会	
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	組合員行使権者数 備考	
第一種	あさり、もがい漁業	〇〇人	〇〇人・日	・じょれん及びふるいの目合は1.2cm(3分9厘)以下の使用禁止 ・公示による保護区の設定 ・行使規則により、〇〇漁業の操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ぱい、たいらぎ、しゃみせんがい、くまさるぼう漁業	〇〇人	〇〇人・日	・公示による保護区の設定 ・行使規則により、〇〇漁業の操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	いそぎんちゃく、餌むし漁業	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇〇漁業の操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	しゃこ、たこ漁業	〇〇人	〇〇人・日	・行使規則により、〇〇漁業の操業日数は、〇月〇日から〇月〇日までの〇日間に限定されている。
	竹羽瀬漁業	〇〇人	〇〇人・日	・農共1号のみ ・行使規則により、統数は〇〇統に制限されている。
くもて網漁業	〇〇人	〇〇人・日	・有共1号のみ	
あみもじ網漁業	〇〇人	〇〇人・日		
こうもり網漁業	〇〇人	〇〇人・日	・農共1号のみ	
待網(繁網・手押網)漁業	〇〇人	〇〇人・日		

令和 年度 区画漁業権における資源管理の状況等の報告

漁業権者: 福岡有明海漁業協同組合連合会

報告日: 令和 年 月 日
 報告の対象期間: 令和 年 月 日~令和 年 月 日
 所属及び担当者氏名:

1 資源管理の状況等				
・漁業権行使規則の取組実績		行使人数、操業期間、操業時間を規制している場合には、その遵守状況等		
・区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組		・漁場清掃(〇回)、漁場環境調査(〇回)、巡回監視(〇回) 等		
・その他の取組		・漁村文化の継承に関する体験学習会・出前授業(〇回延べ〇人)、新規就業者向けの研修会の開催(〇回)、漁業権管理委員会(〇回) 等		
2 漁場の活用状況				
	漁業権番号	組合員行使権者数	延べ操業日数	備考
第一種	有区第1号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	有区第2号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	有区第3号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	有区第4号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	有区第〇〇号 (のり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	農区第206号 (のりひび建養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	農区第207号 (のりひび建養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
	農区第〇〇〇号 (のりひび建養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・張り込み枚数〇〇枚
				・総生産枚数 〇〇枚 ・総生産金額 〇〇円
第三種	有区第301号 (あさり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・種苗蒔き付け〇〇kg ・漁獲量〇〇kg
	有区第302号 (あさり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・種苗蒔き付け〇〇kg ・漁獲量〇〇kg
	有区第303号 (あさり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・種苗蒔き付け〇〇kg ・漁獲量〇〇kg
	有区第304号 (あさり養殖業)	〇〇人	〇〇人・日	・種苗蒔き付け〇〇kg ・漁獲量〇〇kg

注1: 漁獲量及び漁獲金額を把握できる場合には記載

漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号: ○第○○号

漁業権者: ○○漁業協同組合

調査年月日: 2021(令和3)年 月 日
所属及び担当者氏名:

チェック項目	合理的理由の有無 (*4)	該当する場合に 「✓」	判断根拠 (*5)
1 資源管理の状況等の報告	/		
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている。			
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している。			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している。			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である。			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる。			
(5) 資源管理を適切に実施している。			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)。			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない。			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない。			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない。			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない。			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている。			
(12) その他			
3 法第91条第1項第2号の判断基準	/		
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(*2・3・4)。			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状況を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(*4)。			
(3) 漁場の全てを利用している(*4)。			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている。			
(5) その他			
4 評価		問題なし / 指導	
評価理由			

*チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

*チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。
1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

*チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(*1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(*2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(*3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(*4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(*5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

令和2年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況(有明海区)

報告の対象となる期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
共同	有共第1号	第1,2種	(略)	筑後川から福岡、熊本県境界に至る間の福岡県地先	福岡有明海漁連	団体	1772	○	○
"	有共第2号	"	"	大牟田市四山町地先	三里	"	30	○	○
区画	有区第1号	第1種	かきひび建	柳川市昭南町地先	大川	"	21	-	要調査
"	"	"	"	"	川口	"	54	-	要調査
"	"	"	"	"	大野島	"	2	-	要調査
"	"	"	"	"	柳川	"	6	-	要調査
"	有区第2号	"	のり	柳川市橋本町地先	福岡有明海漁連	"	480	-	○
"	有区第3号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第4号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第5号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第6号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第7号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第8号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第9号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	480	-	○
"	有区第10号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第11号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第12号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第13号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第14号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第15号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第16号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第17号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第18号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第19号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第20号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第21号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第22号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第23号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第24号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第25号	"	"	"	"	"	480	-	○
"	有区第26号	"	"	"	"	"	480	-	○

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	団体・個別	行使権者数 (人)	資源管理の 取り組み状況	適切かつ有効に 活用しているか
区画	有区第27号	第1種	のり	柳川市大和町地先	福岡有明海漁連	団体	480	—	○
"	有区第28号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第29号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第30号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第31号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第32号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	480	—	○
"	有区第33号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第34号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第35号	"	"	みやま市高田町地先	"	"	480	—	○
"	有区第36号	"	"	大牟田市地先	"	"	480	—	○
"	有区第37号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第38号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第39号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第40号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第41号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第42号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第43号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第44号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第45号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第46号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第47号	"	"	"	"	"	480	—	○
"	有区第48号	"	"	"	"	"	480	—	要調査
"	有区第301号	第3種	あさり	柳川市橋本町地先	"	"	480	—	○
"	有区第302号	"	"	柳川市大和町地先	"	"	199	—	○
"	有区第303号	"	"	大牟田市地先	"	"	199	—	○
"	有区第304号	"	"	柳川市橋本町地先	"	"	199	—	○

有明海における福岡・佐賀両県の漁業調整に関する協定書について

○概要

有明海における福岡、佐賀両県の漁場については、江戸時代から、漁場の境界や入漁を巡って紛争が絶えず、長年に渡り、調整が行われてきた。

その結果、昭和27年に「有明海における佐賀、福岡両県の漁場計画樹立に関する協定書」が締結され、有明海の一部海域に、農林水産大臣が管轄漁場が設定されるとともに、それ以外の両県の管轄する海域についての入漁や貝類第3種区画漁業権免許の取り扱いについて規定された。その後、随時、関連する協定書等の整理が行われていたが、昭和39年に「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」が締結され、現在まで5年ごとに更新されている。

近年は、協定書の3条、5条の取扱を巡り、両県の主張が異なり、平成20年には新たに確認書が締結されるなど、5年ごとの更新時に、種々、協議が行われている。

○「有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書」の内容について

第1条：農林水産大臣管轄漁場（以下「天領」）の範囲及び大臣の権限を規定

- ・天領での大臣の権限は漁業権免許に限定

第2条：福佐連調委の設置

第3条：両県管轄漁場（以下「両県漁場」）で漁業権免許する場合の手続を規定

- ・両県が以下の区域で免許する場合は福佐連調委の意見を聞くこと
- ①福岡県：柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域
- ②佐賀県：佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域

第4条：天領及び両県漁場での共同漁業権の取扱を規定

- ・天領については両県漁連・漁協の共有
- ・両県漁場は各知事が免許し、両県漁連・漁協は相手県の漁連・漁協に平等の入漁権を設定

第5条：天領、3条規定の漁場で貝類等区画漁業権を免許する場合の取扱を規定

- ・稚貝が大量発生する区域は、区画漁業権の計画を立てない等

第6条：天領及び両県漁場での許可漁業の取扱を規定

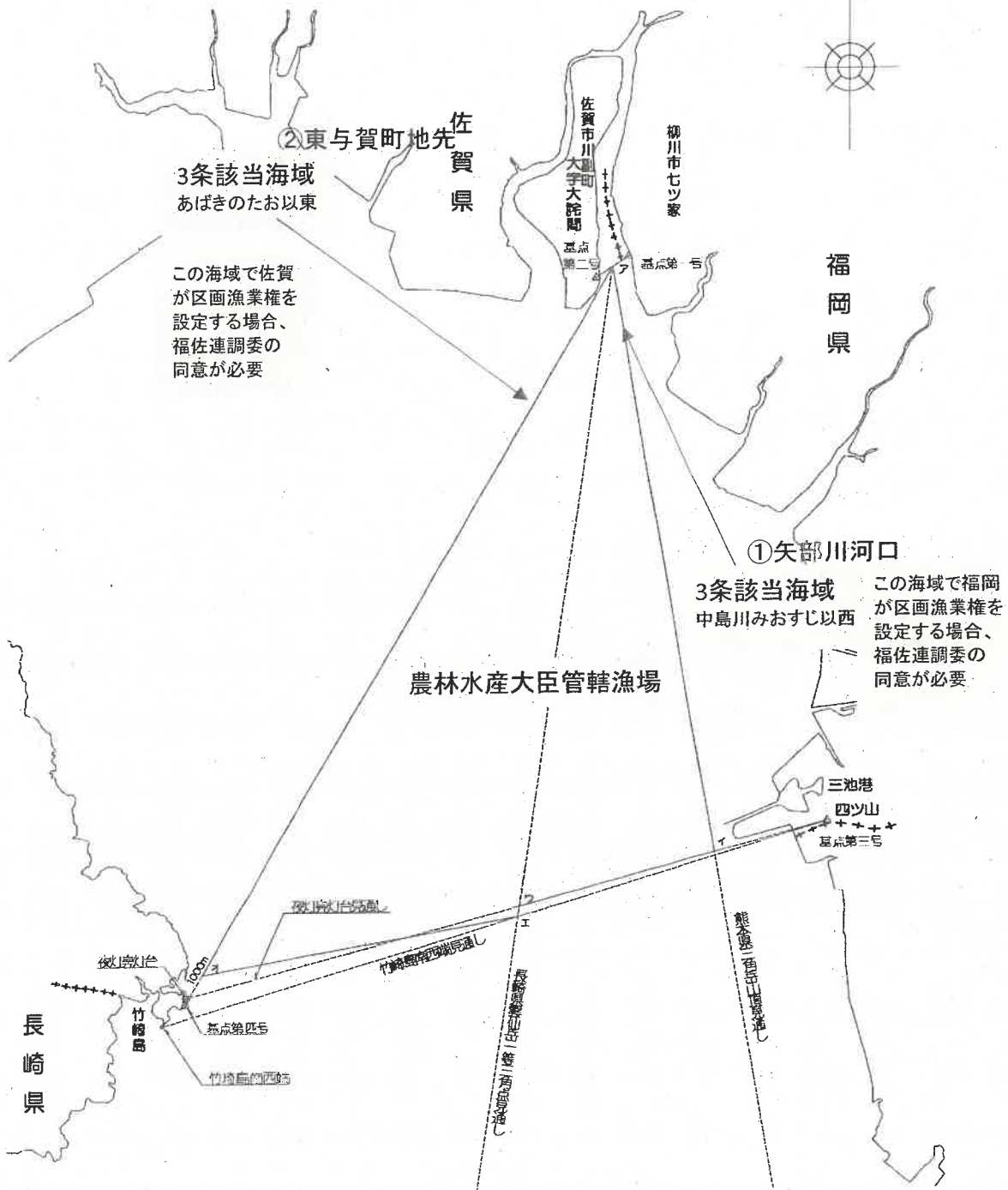
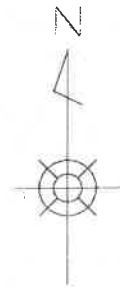
第7条：天領で操業する漁業について、秩序維持他の一般的な心構え等を規定

第8条：協定書の有効期間は5年間

○協定書3条、5条を巡る両県の主張

- ・佐賀県：福岡県の採貝漁業者の佐賀入漁も昔に比べ減っている。3条、5条を撤廃し、両県がそれぞれの地先に自由に貝類区画漁業権を設定し、管理する方が生産性が上がる。
- ・福岡県：稚貝が発生すれば、佐賀入漁する福岡県の採貝漁業者も増える可能性がある。3条、5条が撤廃されると、佐賀県の区画漁業権が無制限に設定され、福岡県の採貝漁業者が操業できる天然漁場がなくなるので、撤廃には反対。

協定書3条イメージ図



有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事 小川 洋

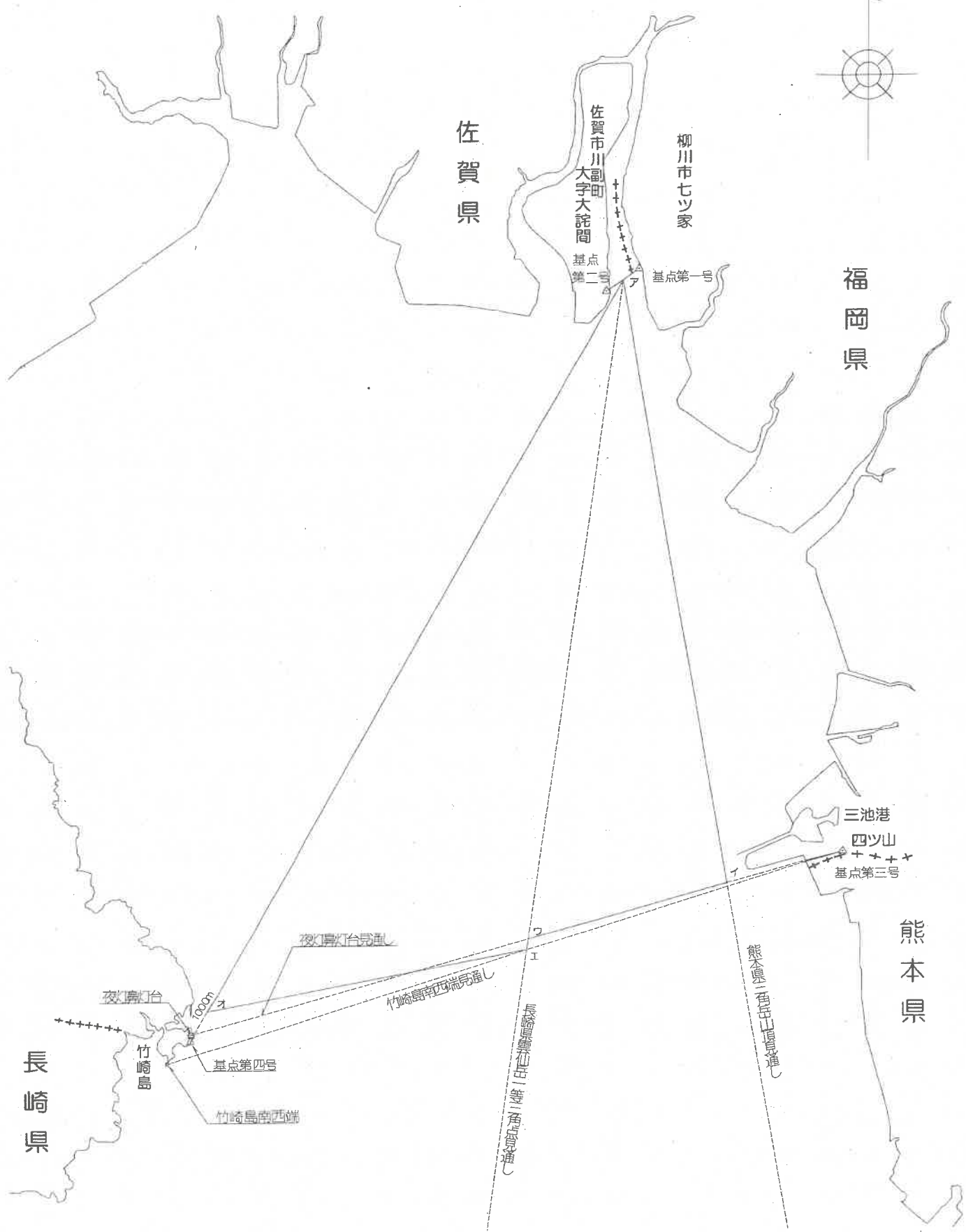
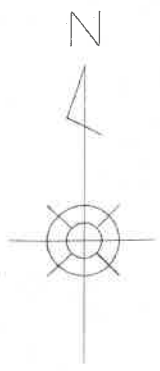
福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 徳永 重昭

(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長 佐々木 拓



確 認 書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福 岡 県 知 事

小川 洋

福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫

佐 賀 県 知 事

山口 祥義

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭

(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓